

第 5 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和5年12月14日開会

令和5年12月14日閉会

米沢市農業委員会

令和5年12月14日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第5回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 小関善隆 委員	7 番 鈴木和義 委員	13 番 古畑功一 委員
2 番 我彦正福 委員	8 番 樋渡由美 委員	14 番 佐藤利夫 委員
3 番 山王堂民栄 委員	9 番 高山古典 委員	15 番 長谷部吉雄 委員
4 番 佐藤政和 委員	10 番 遠藤伊一 委員	16 番 相田市三郎 委員
5 番 宮崎雅文 委員	11 番 江口益美 委員	
6 番 木村彰博 委員	12 番 橋本政美 委員	

欠席通告委員（2名）

17 番 伊藤俊浩 委員
18 番 鈴木晃子 委員

遅刻通告委員（1名）

19 番 桐澤林右衛門 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	小田 浩 昭
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第2号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第3号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。定刻になりましたので、これより第5回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、農業委員会憲章の唱和を4番 佐藤政和委員のご発声にてよろしくをお願いします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

師走に入りまして大変忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございます。今、新聞や報道等いろいろにぎわせている、自民党の派閥の裏金、そのパーティーの券、売ったのを還流して裏金にしたということで閣僚の辞任と。いろいろ記事読むと、農水大臣も安倍派だということで更迭のようで、代わりに坂本さんという方の名前挙がっているようでございます。今度の国会で食料農業農村基本法の議論をすることになっておりますが、多々影響があるのではと新聞に出ておったようです。当米沢においても市長選があつて、現市長が21日で退任して22日から新しい市長が就任します。これから農業委員会の様々な活動においても、市長変わったから変わるわけではなく、持続していろんなことをやっていっていただきたいと農業委員会としての意見があると思います。

11月28日から12月議会が始まりまして、その中で古山議員から農政課に対して地域計画の取組について質問がありました。農家への周知はどうするのか等いろんなことありますが、その中で農業委員会としての意気込みやどう取り組んでいくか質問がありました。会長指名だったので、農業委員会としては地図の素案の作成、プランをつくっていくんだと、そして農政課はもとより農協や土地改良区、いろんな団体とともに集落の中で徹底した話をしていただいて、よりよい地域計画をつくっていきたいとお話をしたところであります。今後とも市の仕事に対していろいろ協力していただきたい。多分農政課も農業委員会の職員もかなり仕事量増えているんではと思っており、その辺についても市当局にいろいろお願いをしていかなければならないと思っているところであります。

また、29、30日と全国の会長会がありました。職務代理と2人で29日に行つて、29日には年金の推進セミナーがあり、終わってから国会議員との要請活動がありました。その要請活動の中で参議院の国会があり、鈴木憲和議員が早めに時間まで来ていただいて、あと加藤鮎子大臣、参議院の舟山議員、芳賀議員が遅れて来られました。農業委員会として、この間の県の

大会でいろいろ決議したことについて要望をしたところでありました。次の日議会があるので、私は最終で帰ってきましたが、その後の懇談会、次の日の全国会長会は職務代理が代わりに出席しました。そういう状況でありますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

本日はご苦労さまでございました。

根津補佐

ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は 17番 伊藤俊浩委員、18番 鈴木晃子委員、それから19番 桐澤林右衛門委員については、遅刻というようなことで連絡あったようであります。それで、出席者については19名中16名でありますので、本日の米沢市農業委員会第5回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、9番 高山吉典委員、11番 江口益美委員を指名いたします。

続いて審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について、事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について。1番の前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地の状況についてですが、対象農地は、昨年度のパトロールの結果を受けて遊休農地対策委員会にて新規の遊休農地としたものになります。これらの農地の所有者に意向調査を行った結果及び今年度改めてパトロールを実施した結果について記載しております。

遊休農地の解消に向けた活動について、意向調査や非農地判断等の対応を含めて、遊休農地対策委員会で協議いただきながら対応していきたいと考えております。

2番の遊休農地（新規確認分）については、今年度のパトロール結果を基

に、先の遊休農地対策委員会にて新規発生分として確認を受けたものになります。今後はこの対象農地について意向調査を行う予定となっております。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原主査。

報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について。

番号順に各担当者から報告いたしますので、よろしくお願いします。

まず1、農地法第3条についてご説明をさせていただきます。地名、地番、耕作状況につきましては、記載のとおりとなっております。確認しました箇所につきましては、所有権移転登記の遅延などにより一部耕作されていない農地もありましたが、おおむね適正に管理、耕作されておりました。

以上、ご報告いたします。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

私からは、2の農地法第4条・5条について報告いたします。パトロール箇所、事業の状況等については議案書記載のとおりです。事業完了したものについては、転用目的のとおりに事業が行われております。また、事業中のもの等及びこちらに記載のないもので未着工のものがあつた場合につきましては、引き続き定期的な状況報告書の提出を促していきます。

転用関係については以上となります。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

3、農用地利用集積計画について。氏名、代表地番、耕作の状況については、記載のとおりです。おおむね耕作はされておりました。一部管理農地もございましたが、耕作されていない箇所はございませんでした。

以上です。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第3号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第3号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号43号から45号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田3筆 85.52㎡、畑4筆 300.00㎡、合計7筆 385.52㎡です。

受理番号43号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和46年頃です。申請理由は、昭和46年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号44号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和62年頃です。申請理由は、昭和62年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号45号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和52年頃です。申請理由は、昭和58年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第3号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号32号から34号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ12筆

23, 873.00㎡です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号41号から49号の計9件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田36筆 40,680.00㎡、畑15筆 3382.42㎡、合計51筆 44,062.42㎡です。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための贈与です。

受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

受理番号46号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

受理番号47号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための贈与です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について、調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号41号から49号を上程いたします。

1 5 番

(長谷部吉雄 挙手)

議 長

長谷部委員。

1 5 番

15番 長谷部です。よろしく申し上げます。受理番号41番ですが、こちら○○さんは親子になります。こちら貸人、借人、地番、地目、面積は議案書のとおりです。

こちら電話で確認をした結果、年金受給のため経営移譲で間違いないということでした。△△さんもまだこれから頑張っていくということなので、特に問題もないと思い許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

続いて42号。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

1 3 番

13番 古畑です。受理番号42、43のご説明いたします。申請人、土地の表示等は記載のとおりです。

42番の○○○○さんと△△△△君、43番 ○○○○さん、△△△△さんは家族間でありまして、再設定ということで問題ないと思われますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

続いて44号。

4 番

(佐藤政和委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

4 番

4番 佐藤です。44番につきましてご説明申し上げます。○○○○さんと△△△△さんは親戚関係にありまして、この該当する土地につきましては、

受人の△△△△さんのうちの脇にある畑でございます。現在も耕作をなされておることを確認してまいりました。△△さんにも確認をしたところ、今後とも畑として耕作していく、無償贈与をすると確認をしてきましたので、ご審議よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

議 長
9 番
議 長
9 番

続いて、45号、46号。

(高山吉典委員 挙手)

高山委員。

9番 高山です。〇〇〇〇さんと電話でお話ししました。そして△△△△さんとは直接お会いして現地を確認してまいりました。50年くらい前に父親同士で口約束の交換ということで現在に至っております。はっきりしたいということで交換という形で金銭のやり取りはございません。特に問題ないようでしたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長
12 番
議 長
12 番

続いて47号。

(橋本政美委員 挙手)

橋本委員。

12番 橋本です。無償贈与ということで双方の代理人である〇〇〇〇行政書士と現地確認してまいりました。現場は草刈りされており、家庭菜園として再度利用するということでしたので、別に問題はないように思われました。

無償贈与ということで、間違いはないように思われますので、よろしく審議のほどお願ひします。

議 長
6 番
議 長
6 番

続いて、48号。

(木村彰博委員 挙手)

木村委員。

6番の木村です。受理番号48番についてですが、小関会長の担当ですが、代わってご報告いたします。農地を売買する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、国道13号の〇〇〇〇の交差点を東に細い道に入って、約200メートルのところになります。申請地は申請人お二人の土地が隣接しておりまして、受人の〇〇〇〇さんが畑で野菜を栽培していましたが、△△△△さんの土地であることが判明したため売買することになりました。所有権移転後も野菜栽培を続けるそうですので、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
10 番

49号。

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長 遠藤委員。

1 0 番 1 0 番 遠藤です。議案第 2 号の 4 9 番について調査結果を報告いたします。調査は 1 2 月 3 日、渡人の〇〇さんと現地で確認をしてまいりました。4 9 番、これ 3 条で今申請になっておりますが、第 4 号の議案でも同じ方との売買の案件がありますが、3 号にある議案は農振外の地域でありますので、集積ではできないという今の法令ですので、分けて第 3 条で売買という案件であります。場所については、〇〇〇〇の北側にある場所で現在も耕作しておりますが、高齢によって経営規模を縮小したいという意向で今回売買であります。以前にも同じ方からも売買という議案がありまして、それも承認されておりますが、△△さんについても問題はない方でありますので、よろしくをお願いしたいなと思います。

以上であります。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 4 1 号から 4 9 号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 4 1 号から 4 9 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主任 (挙手)

議 長 瀧口主任。

瀧口主任 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議します。

受理番号 2 2 号の計 1 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 3 5 7 . 0 0 m²です。

受理番号 2 2 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは 3 種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。

それでは、受理番号 2 2 号を上程いたします。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)

議 長 橋本委員。

1 2 番 1 2 番 橋本です。こちらは売買ということで、行政書士の〇〇〇〇さんの下に、1 2 月 4 日現地確認しました。事業の事前着工など行っておらず、何も問題ないと思われます。また、周辺農地への影響も発生しないと思われます。

審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 2 2 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 2 2 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

9 番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 9 番 高山委員。

9 番 9 番 高山です。私に関する案件がございますので、一時退席いたします。(高山吉典委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 7 号を上程いたします。議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律。附則第 5 条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、委員会に付議します。

受理番号 7 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 9 筆 1 7, 6 7 1 m²、合計も同様です。

受理番 7 号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 7 号について、議案書のとおり米沢市が計

全 委 員
議 長

画書を作成することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画についての受理番号7号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(高山吉典委員 入室)

それでは、先の1件を除く受理番号1号から12号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主査
議 長
須貝主査

(挙手)

須貝主任。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律。附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号7号を除く1号から12号の計11件です。内訳は、売買による所有権移転が4件、新規の貸借権の設定が5件、貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田29筆 67, 977.00㎡、畑3筆 3, 366.00㎡、合計32筆 71, 343.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につま

しては記載のとおりです。

受理番号１２号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、改正の前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の１件を除く受理番号１号から１２号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第４号 農用地利用集積計画について、先の１件を除く受理番号１号から１２号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第５号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

９ 番
議 長
９ 番

(高山吉典委員 挙手)

９番 高山委員。

９番 高山です。私に関係する案件がございますので、一時退席いたします。

(高山吉典委員 退室)

議 長
須貝主査
議 長
須貝主査

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

(挙手)

須貝主任。

議第５号 土地改良事業参加者交替の承認について。土地改良法施行規則第４条第２項において、準用する同規則第２条第２項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号１号の計１件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ９筆 １７，６７１．００㎡、合計も同様です。

受理番号１号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は、集積計画による賃借権設定（通年）です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長 ないので、議第 5 号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおりに承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 5 号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおりに承認することに決定いたしました。

(高山吉典委員 入室)

以上で、1 の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2 のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に 2 名の委員より発言をいただきたいと思います。

今回は 7 番並びに 8 番のお二人となります。初めに 7 番 鈴木和義委員からお願いします。

7 番 私から米の産直米について、少し紹介させていただきます。今パンフレットを回しているのでご覧ください。11 月の上旬になりますが、京都生協の役員の方 4 名が置賜にいらして、生産履歴の確認、保管施設の衛生状態などの点検、残留農薬などの検査などを毎年行っているわけですが、今回そのタイミングで J A 生産者との初めての意見交換会が開催されました。生協では、お米の頒布会として米沢産の慣行栽培と特別栽培のコシヒカリ並びに置賜産のつや姫が販売されています。玄米で約 48 トンの契約だそうです。生協では、近年の物価高の影響もありまして、節約志向や特売への傾向が強くなってきているようで、ネット限定、定番品の価格帯の低いものへの利用が増えてきているそうです。パンフレットの中にある頒布会のような価格帯の高いものの利用が減ってきているということで、今回生産者の方の意見を聞きながら、5 キロ入りの規格のものから 3 キロ入りの規格のものなどの取扱いを入れたり、オンラインでの組合員、生産者との交流会、また、生産者からの直接メッセージや追加募集の中に産地からのメッセージなどを入れたものを配付したとのことでした。ある程度効果があるようで利用者の数が少しずつ増えてきているということでした。今後は補助の様子など写真を撮ったものを公開していきたいとのことでした。ただ、その中には販売する側だけの P R ではなくて、生産者側から直接 P R も大切なのではないかなという話がありました。

また、つや姫のようなブランドの作付が各地で増えてきている中で、販売面でのコシヒカリからほかのブランド米への品種の切り替わりはどのような考えですかという話がありましたが、全国で 30 % 以上の作付があるコシヒカリから他の品種への切り替わりというのが、京都生協ではなかなか進まないとのことでした。

私が思ったのは、ただ生産者が米を農協へ出荷して終わりではなくて、もう少しPRの部分にも生産者が少し携わっていけるならば、していったほうがよろしいのではないかと思った次第でした。

あと話が変わるんですが、最近SNS、例えばX（エックス）、旧ツイッターですが、その中で慣行栽培で育てられた野菜などを食べると健康被害が起きる、農薬が原因でがんになる、発達障害が起きる。また2025年度から、秋田県では放射線を使って育種されたあきたこまちRというものに切り替わるわけですが、そういったものに対して根拠のないデマや誹謗中傷が起きています。消費者にとって不利益になるようなことばかり、こういった根拠のない誹謗中傷に対して行政機関だけではなく、私たちもそういうことに対して鵜呑みにならないような呼びかけなども必要ではないかと思います。

私からは以上です。

議 長
8 番

それでは、樋渡委員。

始まる前にお手元に資料を配らせていただきましたが、私はヨーロッパの農業についてお話ししたいと思います。10年ほど前から毎年5回、毎年9月に5回のヨーロッパ農業の研修に行きました。主催されているのは、東京の〇〇〇〇の△△△△先生です。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、農業技術普及課に当時いらっしゃった〇〇〇〇さんと一緒に、ツアーに参加させていただいていました。毎回全国から頑張っている農家の女性たちが30人ぐらい集まって、東ヨーロッパとかドイツからずっと南に向かってスイスとかオーストリアとか、それからイタリアの北部を旅するツアーなんです。ここでは有機農業の農家さんの見学を中心に研修をしてきました。こんな感じで冊子、毎回みんなでレポートをまとめるんですが、私はこの頃まだ農業委員ではなかったんで、農政というよりはどちらかというと有機農業が作り出す野菜ですとか小麦のおいしさとかがどういう仕組みで作られているか等について興味があったんです。その後農業委員をさせていただいて、今振り返るとこの研修の中にすごく農政に関する内容がたくさん含まれていたことを感じています。ヨーロッパの有機農業は、ルドルフシュタイナーという人が唱えているバイオダイナミック農法という有機農法なんです。地球のいろんな自然の現象を利用して植物や家畜を育てるとというのがシュタイナーが言う有機農法で、世界で最高峰の有機農法なんだそうです。日本は米作りが中心ですが、この農法によりヨーロッパの農業は、主に酪農とそれからこの家畜の餌のために栽培する小麦の栽培、その余ったものを人が食べるという考え方で、酪農中心です。この酪農の中に自然の力を取り入れた有機農法というのは、収穫期を満月のときに合わせるとかいろいろ面白い話もあるのですが、牛とかそれから牧草が病気にかかったときに使う薬を作

るのに折れた牛の角の中に満月の夜に摘んだ稲草を詰めて牛のふんと一緒に角の中に詰めて土の中に埋めておいたものを水で薄めて牧草地にまいて病気を防ぐとかすごく面白い知恵がありました。日本では有機農業でもうけを出すためには個人販売もしくは、自分たちで売り先を見つけて売っているのが普通ですが、ヨーロッパの有機農業には、環境保全型農場というところに出される助成金があって、この助成金が当時1ヘクタール当たり400ユーロなので、毎年5万円か6万円の助成金が出て、大体牧場なので、30ヘクタールから50ヘクタールくらいの土地を耕していく機械を持っているので、年間に出る補助金だけでも食べていけるほどの額になります。この環境保全型農場に対する補助金だけではなくて、景観維持条例金というのがあって、農業を便利な場所で農業をするのではなくて、標高が高いとか日照時間が短い場所とかそういうところで農業をすると、その農地にも牛1頭当たり100ユーロ、1年間100ユーロというお金が出ます。このお金を目当てに若い人たちが平地からどんどん高地の高いところに移り住んでいて、自分たちは2年前にここで農業を始めたとか平地で農業をやっていたけど、何年か前に高地に移り住んできた人たちが結構います。その結果、写真にもあるような景色、景観、美しい景観が出来上がって、この景観を観光にも使えて、観光関連の補助金なども出ているようですが、農家が自分たちで農家民宿を営んで、農業と観光と二本立てで暮らしている農家さんもいます。この研修旅行を通して今思うことは、農業に携わる人たちが豊かであるため、消費者が安全安心な食料品を買いやすい値段で買うためには、所得の補償はすごく大事なものだと思いました。また、その結果美しい景観や環境、安全な環境が守られていくことにつながっていくのではないかと思います。

以上です。

議 長

それでは2人の方からいろんな話ありましたが、皆さんからこれに対して何か質問なり意見、関連した意見とかありませんか。

10番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

遠藤委員。

10番

10番 遠藤です。樋渡委員のご意見で、俺だったらオーストラリアに行くかなと思う。70歳では使ってもらえませんかで行かないんですが、過日この有機農業ということで、米沢市の再生協議会、農政課で有機農業推進協議会を立ち上げたとお聞きしたけど、これ実際に本気でやる気あるのかなと思う。有機農業というものに対しての定義とかいろいろ面倒なものがあると思いますが、農政課から後々我々の農業委員にも、新規就農した人を対象にしたそういう栽培方法で何か手助けしていただけないかというもので要請があるのかお聞きしたかったのですが、実際に再生協議会に出席された農業委

員の方もいたと思いますので、そこら辺の情報も得たいなと、今日樋渡さんの話を聞いて感じました。もし再生協議会の中でのそういう協議があったかお聞きしたいなと思います。

議長 再生協議会、私は出席していないから、前会長は行っていたけれども……。
（「佐藤委員、何か言っていたね」の声あり）

4 番 再生協議会、今回は認定農業者会の会議の会長という立場で参加しました。確かに再生協議会のメンバーに有機農業者の〇〇〇さんが参加しています。以前は〇〇〇〇さんがやっており、農政課の事業としては、フォーラムや実際どういう農産物があるのか等を提示するような事業も行われているようです。私自身としては、それは自分の意見も入りますが、有機農業というとその要件も様々あり、それを確認するすべがないんです。私たちも農協の立場、各集荷団体の立場で特別栽培米や有機農業ということで、今つや姫とかそういうのでいろいろあるわけです。以前は、山形県のトップブランド米ということでいろんな規制をかけた中で販売をしておりましたが、今ですと栽培利益とかそういうものをただ書けばいいということで確認を取っておるようです。ですので、ほかの有機農業に特化した団体、例えば△△△△△△ではどういう確認をして、集荷団体や消費者等に売渡しをされておるのか分かりませんが、そういうところでチェックが甘いと私は思います。ですので、消費者の方々もまるきり信じていただくのは結構ですが、本当にそこはやっているのかというところを農林省のそういう補助金ですと必ず領収書を添付するとか写真を添付するとか様々規制があります。あれに関しては有機農業になると、私認識しております。そういうところでももっときちっとしていかなないと、そもそもの有機農業に対する信頼が薄らいでいくのではと思いますので、消費者の方々にもっと厳しい目で見たいと思っています。ヨーロッパのそういう部分については、私もかなり前に行ったときに樋渡委員と同じような感想を持ちました。まだ日本はそこまで進んでいないので、日本の有機農業はまだまだかかるだろうと思っています。再生協では、今リーフレットをつくって様々やっておるようなので、これからまだ事業を展開していくのかなと思っています。

以上です。

議長 ありがとうございます。有機農業もさることながら、農業者の所得、安定した所得を確保するためには、いろいろな作り方や販売方法で所得を上げるしかないなと考えております。これからの農政も考えながら質問しましたが、景観をよくするために草を刈ったり、いろんな環境整備には大分努力はしていると思う。あと水田ダムやいろいろな方法で何とか我々の安定した農家所得に対して、確実に農業で生きていける政策をやっていくため、我々も来年

あたりから、今までの受け身ではなく、要望というのは強く、もうちょっと強めに言っていって我々農家が頑張れるような意見要望を米沢の農業委員から発信して農政運動をやりたいなど。来年何か頑張りたいなどと思ったもので、いろいろ今質問させていただきました。提言するのもいいけど法律でがっとうちちょっと頑張ってもらえるよう農協もさることながら国にもっとアピールしていきたいと思います。とにかく米が安い、それならばそれなりの考え方あると思うんだけどな。あまりにも我慢しすぎているから、我慢しないで言っていくべきだと思います。昔の農政課みたいなことは今、時代遅れと言われるけれど、そうではなくて言いたいことは言ってどんどんと言っていきたいということで、つまらない意見ですが、よろしくお願ひしたいなと思っております。

佐藤委員。

4 番

12日に再生協で水活の予算について減額される制度が変わるということで意見聴取がありました。その中でも20人くらいの再生協のメンバーの方々が参加をされて、皆さんから意見を求められたようでした。それについても、遠藤委員がおっしゃられたように、様々な意見を言って、国に何とかしてもらいたい、その国に対してきちっとした政策を提示してもらいたいといった意見が半分です。しかし、それでは漠然としていてこっちからここが駄目だからこうしてくれと具体的な例を言わないと駄目だと思うんです。本当におとといの会議でもそう感じてきました。そうでないと遠藤委員が今言ったとおりで、具体的にはならないし、皆おんぶにだっこみたいな考え方は駄目だと思います。私、農協でも組合の方々から様々な意見を頂戴しまして、真摯に向き合いながら議論をしているわけでございます。この間もそれについて具体的な話を参加者みんなから聞いたかったんですが、そんな感じでしたので、いろんな場面で言っていだきたいなと思います。

議長

樋渡委員の意見について、確かにヨーロッパはスイスやアルプス等きれいな土地が多く、荒れていたような土地がないというのについては、管理がしっかりできる農家に住んでもらって牧草の耕作や牛を飼ってもらったりする。しっかり管理していれば、面積10アールあたりいくらかの補償をする。その補償で生産を維持していくと思うんだ。でも、日本はそういうのではなくて生産物の価格、売ったものだけでしろと、あとはそこに住むことに対しての補助金はないから。米沢見ても、平野部で規模拡大して何十町歩と作られる場所と山間地みたいに手がかかってなかなか耕作ができない場所があると。だから山間地からどんどんと耕作放棄地が増えてくると。口では耕作放棄地を解消したと言っても、そこに人がいないからなかなか耕作できないと。ならどうするかっていうと、そこに住んでもらってきちっと耕作してもらいしか

ない。それに対して所得を補償するような制度もあっていいのかなと。一概に条件良い農地と悪い農地と一緒になくていいからそういう制度があればいいなと。さっき有機のお話いろいろ出たんですが、生協とのお話をしたということで、消費者ニーズがあるんだろうと思う。例えばここはリンゴあるんだけど、大きいものとか小さいものでSからLL、3Lあってミカンもいろいろ分けて、その中で良、優、秀といろんなランクづけをしようと、そうするとかなりのランクづけ必要なの。そういうのも一つのコストだし、ヨーロッパあたりに行くとそういうランクはあまりないみたい。市場に行くと箱にリンゴがばら売りしていて、粒もばらばら。ほうれん草も日本だと包装して売ってるけどあっちだとばら売りしてる。日本だと掛かるコストもかかっていない状態。消費者がどこまで許容しているかだよ。曲がったキュウリはいやだと言うのではなく曲がったキュウリでもいいやと言えば、無駄にならない。虫食いじゃない、見かけがいい、味がいい、そういう野菜は農薬使ってコストをかけて、作らなければいけなくなる。その辺を消費者がどのくらい許容してくれるかだと思うよ。そういう野菜作ったとして、かなり高くても買っていていいやという消費者はそうはいないだろうから。だから1俵1万円で売ったものを5万円で買ってくれるなんという消費者はまずいない。ごくごくまれな人という気がするから。みんな有機すると高く売れることがあって有機するというのも、またそこら辺もあるし。いろんなニーズの中で生産者から直接発信している部分もあって、あるいは消費者の方から発信するのもあって、そこら辺のいいところをお互いに許容しながらやっていくって必要だと思う。あとは卸とかスーパーとかそういうところが扱いやすい、売りやすいというのでやらないと思うよ。規格はこうしろだのこれがないと駄目だとか、決まった長さないと置かないという流通の段階でいろいろ決めたニーズもあると思うから、そこら辺も含めてしていかないと、なかなか広がっていかないような気がします。

10番

農家が暮らしていける所得を補償してもらわないと、このままどんどん遊休農地増えたりするから心配して、私も提言したんだ。幼稚園や小学校の時期から日本の状況はこうなっている、今食べている野菜や果物はこうやって作られているといった感じで、食育をしていくのがいいんじゃないかな。10年くらい前にも農業委員会で話して文科省に教科書にそういうもの入れろ、そして食育をしましょうというのをもう一回復活させて、小さいうち食育するのはいいと思うし、今は幼稚園でもサツマイモ作って焼いたりジャガイモ作ってカレーにしたり、対応している幼稚園も結構あると思う。あと小学校、学年ごとにいろんなものを作っていて、今度米沢市では学校給食は自校じゃなくて給食センターで作ることになるので、だんだん離れないように、農業

というものに対して理解してもらえればなと思って、小さいときから。そういうことあったもので、極端なところで話させてもらっているのです。

5 番

1点だけよろしいですか。すみません、5番の宮崎です。先ほど政和委員おっしゃられたように、有機農業と最近よく言葉を聞くんですが、例えばその有機農産物が果たして有機農業で作られた農産物なのかということで、農林水産省のホームページ見ますと有機食品の検査認証制度ということで、有機JASマークというのがあって、それはきちんとサンプリングの調査も行っているということであるようなんですが。ちなみに米沢市で有機JASマークを認証されている農業者の方とかというのはいらっしゃるんですか。情報があれば教えてください。

議 長

事務局。そういうの、米沢市で。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

有機JAS認証者数は現在7名です。9年度目標が12名。

3 番

1つ、先ほどの樋渡委員の景観維持条例金というので、こういうのではないですが、日本でも宮城県の鳴子温泉では山手ですから田が荒れるおそれがあるということです。観光には荒れたところ通っていくのでは観光地にならないということで、鳴子温泉では、その米を少しお高いんですが作ってくださいということで全部買い取ってくれるということで、そして田の維持をしていると。そういうやり方でないと、山間地の水田なんというのは、ほとんど採算合わないし、だからそういうのを特区というか市なり県なりがその山間地に対してルートとか中に立って第三者的なあれで、直接なかなか百姓行かれないから、そういう役割もしてほしいなということです。農業委員会もその間に立てるような立場でもありますので、遊休農地を増やしたり耕作放棄地を増やしたりするよりも、売るところを探してやるというのもこれからの課題ではないかなと思います。○でも途中はソバ畑くらいしかないし、田はもう維持していけないということです。

議 長

そういう温泉地とかいろいろなところに行って、草ぼうぼうのところに行って温泉地だ行って、周り景観がよかったら観光客も来るような一つの大きなものになったと思うし、ヨーロッパ自体もあれきれいだから行くと。ヨーロッパに、スイスもフランスもドイツもイタリアもスペインも全部農業国よな。そこ荒れたとかはないんだ、本当に見てみると。全て耕されているとか。米沢だけでなく日本もそういうことでないと本当はうまくない、このままいけば本当に自給率は何ぼ目標を高く挙げても政策が伴っていないから、どんどん下がってくるというようなだべし。こういうことをみんなで発信をしていくということも大事だと思いますので、ぜひ要望なりを積み上

げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかに。

根津補佐 (挙手)

議 長 根津補佐。

根津補佐 農事相談の際に、〇〇〇〇さんは何作っているんだと聞かれまして、部門を分けて野菜をなさって経営開始資金年間１５０万円を３年間受給する予定であるそうです。農事相談で出た意見としまして、ご報告いたします。

特にないので総会は締めていただきと思います。

議 長 総会は閉会して、その他な。

１４番 その点についてですが、今の方は新規就農者扱いということでよろしいのでしょうか。

根津補佐 いわゆる新規就農者ですが、農業委員会の総会において認定した新規就農者でもなく、米沢市役所も認定新規就農者には入り、親元就農ではないです。

１４番 いや、今まで新規就農の場合だと農業委員総会にかかって、農事相談にかかって、総会にかかったというような経緯はあるんですが、今回の方は特例なんですか。

根津補佐 また確認します。

議 長 また後で。それでは、ここでその他を終了して、本日の第５回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前１０時３０分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年12月14日（木）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

高山 吉典

議事録署名委員

江口 益美